

議会全員協議会

新清掃センターと消防の広域化について議論



新清掃センター完成予想図

6月15日の議会終了後、議員全員は①平成24年度からひたちなか市と共同で使用開始される新清掃センターでのごみ処理②平成24年4月1日から運用開始目標の消防広域化——について、村執行部と議論しました。

(問) なぜ新清掃センターを建設するのか？

(答) 本村の清掃セン

ターは稼動から18年が経過しています。ひたちなか市では、勝田清掃センターと那珂湊清掃センターが稼動から20年以上経過し、老朽化により多額の修繕経費が掛かっています。これら3施設でのごみ処理を広域的に行い、環境負荷の低減やコストの削減を達成するため新清掃センターを建設しています。

(問) 生ごみはどのよう
に可燃物
として扱う
のか？

(答) 生ごみは十分に水気を切り可燃ごみとして出してください。

* 新清掃センターへ移管さ

新清掃センターの建設負担割合

費用の種類	市村の負担割合
①整備に係る調査業務に関する費用	2分の1ずつ
②施設整備・設計施工モニタリングに関する費用(平成21～23年度)	15%を均等割。残り85%を搬入割(ひたちなか市77・54%、東海村22・46%)
③施設稼動に伴う運營業務委託費用(平成24～43年度)	15%を均等割。残り85%を当該年度の可燃ごみ搬入割合

れる業務は「可燃ごみ」のみです。「不燃・粗大ごみ」「資源物」は従来どおりそれぞれの市村で処理されます。ごみ指定袋は現行どおりです。本格稼動は予定より1カ月遅れ

の平成24年5月以降を予定しています。

(問) なぜ消防を広域化するのか？
また、どのような経緯で進められたのか？

(答) 平成17年に総務省から、平成28年5月までに消防救急デジタル無線を整備することが通知されました。整備には市村で8億円弱の設備投資が必要となります。平成18年には消防組織法の改正により、国から消防広域化が勧められました。

(問) 東海村の消防庁舎は新しいがひたちなか市の消防庁舎は古い。改築等の村の負担割合はどうなるのか？

(答) 行政財産を一度普通財産にして消防へ

貸し付けるという方法で、それぞれの庁舎をそれぞれの市村が責任を持って対応します。

(答) 左表のとおり。

消防広域化による東海消防活動エリア人口

(平成23年5月31日現在)

地区名	合計人口	世帯数	エリア人口
長砂地区	1,129	391	564(1/2)
足崎地区	6,739	2,589	1,347(1/5)
稲田地区	4,885	1,943	2,442(1/2)
佐和地区	3,731	1,266	3,731
高野地区	7,221	2,643	3,610(1/2)
合計	23,705	8,832	11,694